

## 第 35 回管理栄養士国家試験 受験者留意事項

### 1 試験日

令和 3 年 2 月 28 日（日曜日）

### 2 開場時間

8 時 20 分

※ 受験票に記載の開場時間から変更しているため留意すること。

### 3 試験時間

午前 10 時 00 分～12 時 25 分（説明開始 9 時 40 分）

※ 9 時 30 分までには来場し、該当する番号の席につくこと。

午後 13 時 40 分～16 時 20 分（説明開始 13 時 25 分）

### 4 持ち物

受験票、マスク（無地）、筆記用具（HB の黒鉛筆（シャープペンシル不可）、プラスチック消しゴム）

### 5 試験に関する一般事項について

- (1) 試験中の飲食は禁止する。ただし、事前の申出により特別に許可された場合にはこの限りでない。
- (2) 試験中に机の上に置くことができるのは、筆記用具（HB の鉛筆、プラスチック消しゴム）、受験票及び事前の申出により特別に許可された物のみとする。  
なお、花粉症等によりティッシュを随時に使用する必要がある場合は、透明のビニール袋等に移し替えることとし、試験開始前に申し出ること。
- (3) 試験中及び試験終了後の調査において不正行為が確認された場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とし、一定期間の受験を認めないなどの処分をすることがある。
- (4) 試験問題の持ち帰りを認める。
- (5) 試験場は借り上げたものであるから、汚さないように注意すること。
- (6) 試験場内での喫煙は禁止する。
- (7) 試験場内では、すべて試験監督員の指示に従うこと。試験監督員の指示に従わない場合には受験させない、あるいは受験を停止させる場合がある。
- (8) 試験場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。
- (9) 感染拡大防止のため、咳・くしゃみ、発熱等の症状がある場合には、あらか

じめ医療機関を受診すること。

(10) 試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、暖かい服装等とすること。なお、試験途中で衣服の着脱を行う場合は、挙手の上、試験監督員に申し出ること。事前の申出により特別に許可された場合を除き、膝掛けや座布団の使用は認めない。

(11) 試験会場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。

なお、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

(12) 試験場では常時マスク着用すること（写真台紙の照合（本人確認）時及び昼食時を除く。）。

なお、マスクは正しく着用し、咳やくしゃみをする時は、更に、二の腕の内側で口を押さえ、他の人から顔をそむけること。

会場においては、感染防止の観点からゴミ箱は設置しないため、鼻汁・痰などを含んだティッシュを含め、ゴミは全て持ち帰ること。

(13) 体調不良者は、試験監督員に申し出ること。

(14) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を認めない。

(15) 濃厚接触者<sup>\*</sup>については、以下の要件を満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める。該当する受験者は、必ず事前に「6」の管理栄養士国家試験運営本部事務所に申し出ること。

<sup>\*</sup> 試験日前2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。以下同じ。

① 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること（検査結果の証明書は不要）

② 受験当日も無症状であること

③ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験会場に行くこと

④ 終日、別室で受験すること

(16) 会場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合<sup>\*</sup>は、迅速抗原検査を実施。陽性反応が出た場合は、オンラインで医師が診察を行い、新型コロナウイルス感染症の疑いの診断がされた場合は受験を認めない。それ以外の場合は、別室で受験させる。

<sup>\*</sup> 37.5度以上の発熱がない場合においても、咳等の症状を認めた受験者は同様の取扱とする。

(17) 災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ホーム

ページに掲載するので、注意すること。

○厚生労働省ホームページアドレス

<https://www.mhlw.go.jp>

○試験に関する緊急情報に直接アクセスする URL（約 1 週間前から掲載）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000116632.html>

(18) 災害等不測の事態によって、厚生労働省等から直接連絡があった場合はその指示に従うこと。

(19) 試験当日に、新型コロナウイルス感染症の診断がされていること等を理由に、受験ができなかった受験者については、試験日前後 2 週間における診断書等の提出により、受験手数料を返還する。

返還方法については、申請様式を含めて厚生労働省ホームページに掲載するので、確認すること。

○新型コロナウイルス感染症対策に関する URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15202.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html)

(20) 受験後に、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合は、申し出ること。

(21) 受験者から新型コロナウイルス感染者が出た場合には、保健所等関係機関の要請により受験者の連絡先等の個人情報を提示することがある。

## 6 試験に関する照会先

管理栄養士国家試験運営本部事務所

電話番号 03 (6659) 9687

受付時間 9時00分～17時00分（土日祝日を除く、平日）